

ジェットfoil

船名：ペがさす  
ペがさす 2

運 航 基 準

(長崎五島航路)

平成 18 年 11 月 1 日

# 九州商船株式会社

## 目 次

第1章	目的	…3
第2章	運航の可否判断	…3～6
第3章	船舶の航行	…6～10

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、長崎五島航路（ジェットfoil）の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。  
ただし、第5条に定める狭視界出入港部署配置とし、かつ、港内における基準速力を減じて航行する場合は、視程800mまで発航できるものとする。

気象・海象 港名	風速	波高	視程
長崎	15m/s以上	1.0m以上	1,000m以下
福江	17m/s以上	1.5m以上	800m以下
奈良尾	17m/s以上	1.5m以上	800m以下

- 2 船長は、発航前において、次の入航予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し、既に、第4条に定める当該港の入港中止の条件に達しており、かつ、入港時までその回復の見込みがないと認める時は、発航を中止しなければならない。

- 3 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風 速	波 高
17m/s以上	2.5m 以上

- 4 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港界線より1海里までの海域で視程800以下

- 5 船長は、前各項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

（基準航行の可否判断等）

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

- 2 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。

ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風 速	波 高
18m/s以上	2.5m以上

- 3 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程	4,500m以下	当直体制の強化及びレーダーの有効利用
	1,000m以下	翼走の中止

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

ただし、第5条に定める狭視界出入港部署配置とし、かつ、港内における基準速力を減じて航行する場合は、視程800mまで入港できるものとする。

港名	気象・海象		
	風速	波高	視程
長崎	18m/s以上	1.0m以上	1,000m以下
福江	18m/s以上	1.5m以上	800m以下
奈良尾	18m/s以上	1.5m以上	800m以下

(着岸の可否判断)

第4条の2 船長は、着岸予定の岸壁付近の気象・海象に関する情報を確認し次に掲げる条件の一つに達していると認める時は、着岸を中止し、適宜の海域での錨泊、着岸岸壁の変更その他の適切な措置をとらなければならない。

港名 \ 気象・海象	風速	波高	視程
福江	18m/s以上	1.5m以上	800m以下
奈良尾	18m/s以上	1.5m以上	800m以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の3 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を検査簿、点検簿、航海日誌等に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

### 第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様である。

- (1) 出入港配置 (別紙のとおり)
- (2) 狭視界出入港配置 (別紙のとおり)
- (3) 通常航海当直配置 (別紙のとおり)
- (4) 狭視界航海当直配置 (別紙のとおり)
- (5) 荒天航海当直配置 (別紙のとおり)
- (6) 狭水道航行配置 (別紙のとおり)

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (7) 鯨類が頻繁に出没する（目撃される）ため、減速、回避すべき海域
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、第2条第4項の近接海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

（基準経路）

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用基準経路及び第2、3基準経路の3経路とする。

2 基準経路の使用基準は次表のとおりとする。

名 称	使 用 基 準
常用基準経路	周 年
第2基準経路	海域の風向が南東～南西及び北西～西北西で、風浪による船体の動揺を抑える事が必要であると判断した時は、北側寄り又は南側寄りのコースをとる 尚、椛島の南の海域の潮騒で航行出来ない場合は、椛島北側を航行する
第3基準経路	福江～奈良尾及び奈良尾～福江（島内間）が視界不良又は多数の漁船等を確認し、航行に支障を来すと判断した場合は椛島の南側を航行する

- 3 船長は、第2、3基準経路を航行しようとするときは、運航管理者にその旨連絡しなければならない。
- 4 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。  
ただし、緊急の場合等であって事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。
- 5 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

状態		ウォータージェット	速 力 (ノット)	
		推進機回転数 (r p m)	支柱アップ状態	支柱ダウン状態
翼 走	前 進	2060	—	44.9
		2000	—	43.4
		1975	—	42.8
		1950	—	42.2
		1900	—	39.6
艇 走	前 進	1750	—	12.4
		1600	—	11.1
		1400	7.5	9.6
		1070	6.2	7.6
	後 進	1300	6.1	5.1
		1050	4.9	4.1

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 削 除

(特定航法)

第10条 長崎港の航路において、狭視界の場合及び他の航路船舶の多い場合は、運航関係法規を遵守する事は勿論、そのときの状況に応じた適度の速力とし、安全性を確保しなければならない。

(通常連絡等)

第11条 運航管理者又は運航管理補助者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。



(連絡方法)

第12条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

	区 分	連 絡 先	連 絡 方 法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している 地点を管理する本社又は営業所	船舶電話、携帯電話
(2)	緊急の場合	本社又は最寄りの営業所	船舶電話、携帯電話

(避泊地の選定等)

第13条 運航管理者は、船長と協力して選定した次の避泊地について海図をはじめ、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な個所に備付けておくものとする。

長崎港元船棧橋

- 2 船長は、気象・海象の悪化により避泊する必要があると認める場合は、風向、波浪の方向等を考慮して前項の避泊地のいずれかを選定するものとする。ただし、船長の判断により当時の気象・海象、他船の停泊状況等を考慮のうえ、さらに適当と判断される場所を選定することは差し支えない。
- 3 運航管理者は、船長から避泊地の選定に関し避泊地の気象・海象、他船の停泊状況等の情報を求められた場合は、速やかに適切な情報の提供を行うものとする。
- 4 船長は、避泊後直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に連絡し、その後適宜に付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に連絡しなければならない。
- 5 前項の連絡が運航管理補助者になされた場合は、当該運航管理補助者は、直ちに当該船舶の船長からの連絡事項を運航管理者に連絡しなければならない。

(入港連絡等)

第14条 船長は、入港時刻に変更を生じる場合は、運航管理者又は運航管理補助者に次の事項を連絡するものとする。

- (1) 入港予定時刻
- (2) その他運航管理者の援助を必要とする事項

2 前項の連絡を受けた運航管理者又は運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとし、必要と認める事項については引き続き連絡するものとする。

(1) 着岸岸壁付近の停泊船舶及び航行船舶の状況

(2) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）及び潮流（流向、流速）

(3) その他操船上の参考となる事項

（曳船の使用基準）

第15条 削 除

（機器点検）

第16条 船長は、入港着岸（棧）前、棧橋手前（防波堤手前）等入港地の状況に応じて安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。

（記録）

第17条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を航海日誌等に記録するものとする。